

令和6年度「ながくてひろば」利用案内



<申込できる利用区分とコース>

せいかつ（放課後児童クラブ）		
	せいかつA（月14日以下）	月額5,000円/8月のみ8,000円
	せいかつB（月15日以上）	月額6,000円/8月のみ9,000円
まなび（放課後子ども教室）		
	まなびA（週1日利用）	年額2,000円
	まなびB（月10日以下）	月額1,000円
	まなびC（月11日以上）	月額4,000円
長期休暇コース		
	夏休みA（期間中19日以下）	夏休み期間 8,000円
	夏休みB（期間中20日以上）	夏休み期間 9,000円
	冬休み	冬休み期間 1,500円
	春休み	春休み期間 3,000円

長久手市 子ども部 子ども未来課

目次

「ながくてひろば」とは	3
各利用区分違い	4
1日のスケジュール例	5
1 せいかつ（放課後児童クラブ）申込案内	6
2 まなび（放課後子ども教室）申込案内	8
3 長期休暇コース申込案内	10
4 申込方法について	12
5 申込書類について	13
6 入会決定について	15
7 学童保育所の御案内	16
8 共通の案内事項	17
9 利用に関するQ&A	19
<実施場所一覧>	21

「ながくてひろば」とは

長久手市では、放課後等を安全・安心に過ごすため、就労等により保護者が児童の監護養育ができない御家庭を対象として、適切な遊び及び生活の場を提供する「せいかつ（放課後児童クラブ）」と、希望する児童を対象として、学習や体験及び活動の機会を提供する「まなび（放課後子ども教室）」があります。

現在、小学校内で「せいかつ（放課後児童クラブ）」と「まなび（放課後子ども教室）」の両方を運営している小学校から、互いに交流しながら一体的に事業を行う取組を令和6年度から順次、実施していきます。また、児童の小学校の長期休暇時における生活の場として「長期休暇コース」を設けます。

これらを、令和6年度から「ながくてひろば」として運営していきます。

申込受付について

当初申込受付期間

※年度ごとに申込みが必要です。進級による自動更新はありません。

※せいかつの当初申込受付は、令和6年9月30日までに入会希望の方が対象です。

長期休暇の当初申込受付は、年度初めの春休みと夏休みを利用希望の方が対象です。

せいかつ（放課後児童クラブ）、まなび（放課後子ども教室）、長期休暇コース

（電子申請推奨）令和5年11月1日（水）～令和5年12月8日（金）

※原則、電子申請のみ受け付けます。期日以降も申込みは受け付けますが、上記期間に申込みされた方の入会決定後、定員に空きがなければ待機となり、空き次第の御案内となります。

追加受付（せいかつに令和6年10月1日以降入会希望や長期休暇コースの冬休み及び年度末の春休み利用希望等）は、子ども未来課窓口のみでの受付となり、令和6年4月以降に入会決定します。

やむを得ず、電子申請ができない場合は、子ども未来課窓口又は郵送にてご提出ください（申込書等は、子ども未来課窓口や市内児童館で配布、又は、市ホームページからダウンロードできます）。

市ホームページはこちらから→



問合せ先：長久手市 子ども部 子ども未来課（本庁舎2階）

電話：0561-56-0616（ダイヤルイン）

FAX：0561-63-2100

電子メール：kosodate@nagakute.aichi.jp

各利用区分の違い

	せいかつ (放課後児童クラブ)	長期休暇コース	まなび (放課後子ども教室)
対象児童	市内小学校に通う1年生から6年生まで		
実施場所	小学校の多目的棟(南小、北小)、小学校内(東小、市が洞小)、青少年児童センター(長小)、児童館(西小、東小、南小、北小、市が洞小)	小学校の多目的棟(南小、北小)、小学校内(東小、西小、市が洞小)、青少年児童センター(長小)	小学校の多目的棟(南小、北小)、小学校内(東小、西小) ※長小、市が洞小は開設していません。
開所日	月曜日から土曜日まで(土曜日は、就労等により家庭で監護養育に欠ける児童のみ)	長期休暇時(始・終業式を含む)の月曜日から土曜日まで(土曜日は、就労等により家庭で監護養育に欠ける児童のみ)	月曜日から金曜日まで
閉所日	日曜日、祝日、年末年始(12月28日から1月4日)	日曜日、祝日、年末年始(12月28日から1月4日)	土・日曜日、祝日、長期休暇、学校休業日、その他学校の行事により利用ができない日
要件	・定員あり(放課後に就労等により家庭で監護養育に欠ける児童)	・定員あり(保護者が就労等により家庭で監護養育に欠ける児童を優先)	・定員あり(全児童が対象)
開所時間	下校後～午後7時 (土曜日、学校休業日) 午前7時30分～午後7時	長期休暇時の 午前7時30分～午後7時	下校後～午後4時50分
利用利用料	【せいかつA】 月14日以下の利用 月額5,000円 (8月のみ8,000円) 【せいかつB】 月15日以上の利用 月額6,000円 (8月のみ9,000円)	【夏休みA】 期間中19日以下の利用 8,000円 【夏休みB】 期間中20日以上の利用 9,000円 【冬休み】 1,500円 【春休み】 3,000円 ※利用期間により、半額減免あり	【まなびA】 週1日利用 年額2,000円 【まなびB】 月10日以下利用 月額1,000円 【まなびC】 月11日以上利用 月額4,000円
出欠連絡	欠席連絡が必須	欠席連絡が必須	欠席連絡が必須
民間児童クラブとの併願	可	可	可
一時休止	可(2か月間、年2回)	不可	可
基本的な過ごし方	自主性に任せ自由に過ごす。 まなびのプログラムに参加可能(南小、北小、東小のみ)。	自主性に任せ自由に過ごす。	時間帯によって活動が決まっている。
スタッフ	放課後児童支援員の資格を持つ指導員を配置し、指導員を中心にスタッフが指導・見守りを行う。		コーディネーターを中心にスタッフとプログラム実施する。

1日のスケジュール例

時間	せいかつ・長期休暇コース		まなび	
	平日	土曜日・長期休暇	平日	長期休暇
7:30	分団による 学校登校	保護者と登校	分団による 学校登校	開室しません。
9:00	通常授業	出席・健康観察 自主学習・宿題等	通常授業	
10:00		自由遊び (異学年交流)		
11:00				
12:00		昼食		
13:00		自由遊び (異学年交流)		
14:00				
15:00	(下校後) 出席・健康観察 おやつ 自主学習・宿題等	おやつ	(下校後) 出席・健康観察 自由遊び 自主学習 体験活動等	
15:30	自由遊び等 (異学年交流)	自由遊び (異学年交流)	保護者お迎えに よる帰宅	
16:00				
16:50				
19:00	閉室	閉室		

1 せいかつ（放課後児童クラブ）申込案内

せいかつ（放課後児童クラブ）とは・・・

放課後等に就労等により児童の監護養育ができないご家庭を対象として適切な遊び及び生活の場を提供するものです。

(1) せいかつの所在地、定員など

小学校区	名 称	旧名称	実施場所	定員(予定)
南	南せいかつクラス	南児童クラブ	南小学校内	80名
	南せいかつクラス分室	—	長久手南児童館内	40名
北	北せいかつクラス	北児童クラブ	北小学校内	80名
	北せいかつクラス分室	北第2児童クラブ	長久手北児童館内	80名
東	東せいかつクラス	東児童クラブ	東小学校内	60名
	東せいかつクラス分室	東第2児童クラブ	上郷児童館内	80名
長久手	長久手せいかつクラス	長久手児童クラブ	青少年児童センター内	80名
西	西せいかつクラス	長久手西児童クラブ	長久手西児童館内	40名
市が洞	市が洞せいかつクラス	市が洞児童クラブ	市が洞小学校内	70名
	市が洞第2せいかつクラス	市が洞第2児童クラブ	市が洞児童館内	20名

市が洞第2せいかつクラス（旧市が洞第2児童クラブ）は「株式会社ポピンズエデュケア」、他6クラスは「株式会社トライグループ」に運営を委託します。

南、北、東、市が洞の複数の実施場所がある各小学校区においては、申込時に希望の場所を選択することができます。

(2) 開設日時

開 設 日	開設時間	
月曜日から金曜日まで	下校時から午後7時まで	保護者の迎えが必要
土曜日（合同保育）※ 長期休暇期間・学校休業日	午前7時30分から午後7時まで	保護者の送迎が必要

※土曜日については、市が必要と認めた場合のみ利用できます。合同保育を予定しています。

(3) 休日 日曜日、祝日、年末年始

(4) 対象児童

求職中の方と開設時間に送迎ができない方は、お申込みできません。

ア 市内小学校在学中の1年生から6年生までの児童

イ 以下の条件のいずれかに当てはまる場合

（保護者とは、「同一地番内に居住する令和6年4月1日時点で満20歳以上65歳未満の人です。」）

(ア) 児童の保護者が1日4時間以上（平日にあっては午後2時までに仕事が終わらない）働いているため児童の監護養育ができない場合で、同居している人も同様の場合。

(イ) 児童の保護者が病気、負傷若しくは、精神、身体に障がいをもっているため、また就学等のため、児童を監護養育することができない場合で、同居している人も同様の場合。

(ウ) 児童の保護者が介護をしているため児童を監護養育することができない場合で、同居している人も同様の場合。

(エ) 上記以外に明らかに児童の監護養育ができないと認められる場合。

(5) 利用料 (児童1人あたり)

コース	利用料
せいかつA (月14日以下)	月額5,000円/8月のみ8,000円
せいかつB (月15日以上)	月額6,000円/8月のみ9,000円

※利用料の日割りは原則行っていません。月の途中から入会の場合も、1月分の利用料がかかります。

利用料の免除について

減免対象	免除	申請方法
きょうだい割 (同じ利用区分の同じコースに二人以上の児童が所属する世帯)	2人目以降 半額免除	申請不要。対象者については自動的に免除します。 ※希望されない場合は、その旨を申込書備考欄に御記入ください。
就学援助対象世帯	半額減免	「利用料免除申請書(第4号様式)」及び「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出。 ※提出された翌月分より免除します。
前年度の市町村民税が非課税世帯 (扶養義務者含む)		「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出。※提出された翌月分より免除します。
児童扶養手当の受給資格者世帯 (全額支給停止除く)		申請不要。対象者については自動的に免除します。 ※希望されない場合は、その旨を申込書備考欄に御記入ください。
生活保護世帯	全額減免	「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出。※提出された翌月分より免除します。

2 まなび（放課後子ども教室）申込案内

まなび（放課後子ども教室）は・・・

子どもたちが安全・安心に集える居場所として、放課後などに学校の余裕教室や敷地内施設を利用し、地域の方々の協力を得ながら様々な体験・自主学習・交流活動を行う事業です。

せいかつ（放課後児童クラブ）や学童保育とは異なり、仕事がある御家庭の居場所事業ではなく、当該小学校の全ての児童を対象とした、子どもが地域で健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

(1) まなびの所在地、定員など

小学校区	名称	実施場所	定員(予定)
南	南まなびクラス	南小学校多目的棟内	60名
北	北まなびクラス	北小学校多目的棟内	60名
東	東まなびクラス	東小学校多目的室内	60名
西	西まなびクラス	西小学校内	60名

※「株式会社トライグループ」に運営を委託します。

※令和6年度は、長久手小学校、市が洞小学校では実施しません。

(2) 開設日時

開設日	開設時間	
月曜日から金曜日まで	下校時から午後4時50分まで	保護者の迎えが必要

※体験活動を趣旨としておりますので、お迎えは午後4時以降でお願いいたします。

(3) 休日 土曜日、日曜日、祝日、学校休業日、長期休暇、年末年始

※西まなびクラスにおいては、学校の運営によって休業となる場合があります。

(4) 対象児童

市内小学校在学中の1年生から6年生までの児童

(5) 利用料（児童1人あたり）

コース	利用料
まなびA（週1日利用）	年額2,000円
まなびB（月10日以下）	月額1,000円
まなびC（月11日以上）	月額4,000円

※利用料の日割りは、行いません。

※実施プログラムによっては、別途実費負担が必要な場合があります。

令和6年度から、まなび（放課後子ども教室）は複数日利用可能となりますが、申込み状況によっては、やむを得ず曜日固定となる場合があります。

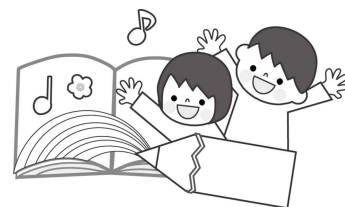
参加児童は、利用可能日数に応じて、週の参加日を選択することができます。なお、人気のある体験プログラムは、対象学年等を限定するなど、出来るだけ希望者すべてが参加できるようにする予定です。

利用料の免除について

減免対象	免除	申請方法
きょうだい割（同じ利用区分の同じコースに二人以上の児童が所属する世帯）	二人目以降 半額免除	申請不要。対象者については自動的に免除します。 ※希望されない場合は、その旨を申込書備考欄に御記入ください。
就学援助対象世帯	半額減免	「利用料免除申請書(第4号様式)」及び「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出。 ※提出された翌月分より免除します。
前年度の市町村民税が非課税世帯（扶養義務者含む）		「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出。※提出された翌月分より免除します。
児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く）		申請不要。対象者については自動的に免除します。 ※希望されない場合は、その旨を申込書備考欄に御記入ください。
生活保護世帯	全額減免	「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出。※提出された翌月分より免除します。

(6) まなび（放課後子ども教室）の特色

まなび（放課後子ども教室）という存在は、学校の施設を活用して子どもたちの居場所を確保し、異学年集団で楽しい時間をつくり出します。支援員は、子どもたちが安心して活動し、創造する力を育む手助けをしています。あいさつをしっかりと、時間を守り、話は静かに聞く。自分が使ったものは自分で責任をもって片付ける。そして、人を傷つけることは言わないというまなび（放課後子ども教室）の約束ごとを守る子を育てます。様々な特技をもったボランティア講師の方々や支援員のもとでいろいろな体験をし、豊かな人間性を育てています。興味をもたれた方はぜひお申し込みください。



(7) 令和5年度における主な活動の例

絵手紙教室、アロマテラピー、つまみ細工、絵画教室、英語教室、読み聞かせ、伝承玩具（玩具作り）、おもしろ科学教室、キッズ防災、お話し会、折り紙教室、キッズ体操、工作教室、紙芝居、ビンゴゲーム、クイズ大会、ビデオ鑑賞会 等



3 長期休暇コース申込案内

長期休暇コースは・・・

夏休み等長期休暇時に就労等により児童の監護養育ができない御家庭を対象とした児童の居場所です。

(1) 長期休暇コースの所在地、定員など

小学校区	実施場所	定員(予定)
南	南小学校内	60名
北	北小学校内	60名
東	東小学校内	60名
長久手	青少年児童センター内	60名
西	西小学校内	60名
市が洞	市が洞小学校内	60名

※「株式会社トライグループ」に運営を委託します。

(2) 開設日時

開設日	開設時間	備考
月曜日から金曜日まで	下校時から午後7時まで	保護者の迎えが必要
土曜日(合同保育)※ 長期休暇期間・学校休業日	午前7時30分から午後7時まで	保護者の送迎が必要

※土曜日については、市が必要と認めた場合のみ利用できます。児童数によっては、合同保育を予定しています。

(3) 休日

日曜日、祝日、年末年始

(4) 対象児童

市内小学校在学中の1年生から6年生までの児童

※就労等により児童の監護養育ができない御家庭が優先となります。

(5) 利用料 (児童1人あたり)

コース	利用料
夏休みA(期間中19日以下)	8,000円
夏休みB(期間中20日以上)	9,000円
冬休み	1,500円
春休み	3,000円

※利用料の日割りは行いません。

※春休みコースについては、3学期修了式～3月31日の間のみ、4月1日～1学期始業式の間のみ利用の場合は、利用料を半額減免します。

利用料の免除について

減免対象	免除	申請方法
きょうだい割（同じ利用区分の同じコースに二人以上の児童が所属する世帯）	二人目以降 半額免除	申請不要。対象者については自動的に免除します。 ※希望されない場合は、その旨を申込書備考欄に御記入ください。
就学援助対象世帯	半額減免	「利用料免除申請書(第4号様式)」及び「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出。 ※提出された翌月分より免除します。
前年度の市町村民税が非課税世帯（扶養義務者含む）		「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出。※提出された翌月分より免除します。
児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く）		申請不要。対象者については自動的に免除します。 ※希望されない場合は、その旨を申込書備考欄に御記入ください。
生活保護世帯	全額減免	「利用料免除申請書(第4号様式)」を子ども未来課へ提出。※提出された翌月分より免除します。

4 申込方法について


(1) 申込書類配布

令和5年11月1日(水)から市ホームページからダウンロードできます。市役所子ども未来課・各児童館・放課後児童クラブ(在籍中の家庭のみ)、放課後子ども教室でも配布します。

受付期間終了後は、子ども未来課窓口のみの配布となります。

(2) 申込方法・提出先

令和5年11月1日(水)から12月8日(金)午後5時までに下記いずれかの方法で申込みをしてください。

申込方法	提出先
①電子申請 *推奨*	<p>下記 URL または QR コードの市ホームページに掲載の申請フォーム(長久手市電子申請フォーム)からお申込みください。</p> <p>※加入要件確認書類は、PDF データまたは写真データを添付してください。原本は、いつでも提出できるように保管してください。</p> <p>※申込内容及び提出データ等に不備がないことが確認された時点で、お申込み完了となります。不備があった場合は、郵送やショートメッセージサービスでお知らせします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>市ホームページはこちらから https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kodomobu/kodomomiraika/1/4/20891.html</p> </div> 
②郵送	<p>申込書類一式を郵送してください(締切日当日の消印有効)。</p> <p>郵送の際は、封筒及び切手を御準備いただく必要があります。</p> <p>任意で簡易書留等を御利用ください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>〈宛先〉 〒480-1196 長久手市岩作城の内 60 番地 1 長久手市役所 子ども部 子ども未来課 児童係</p> </div>
③市役所 子ども未来課 窓口	<p>市役所子ども未来課⑩番窓口の専用ポストに、申込書類一式を入れた封筒(封筒に第1希望の児童クラブ名を記入)を投函してください。</p> <p><u>※窓口での書類確認は行いません。不備があった場合は、郵送やショートメッセージでお知らせします。</u></p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>専用ポスト 平日 8:30~17:15 (土日祝日除く)</p> </div>

※特別な配慮が必要な児童は、世帯状況に関わらず市役所子ども未来課窓口で直接お申込みください。

※現在在籍している場合も、放課後児童クラブや放課後子ども教室への提出はできません。必ず上記のいずれかの方法でお申込みください。なお、まなび(放課後子ども教室)は、電子申請が前提となります。

(3) せいかつ(放課後児童クラブ)申込に際しての注意

・受付期間終了後も申込みはできますが、追加受付となり受付期間内に申込みをした方が優先されます。追加受付(令和6年10月1日以降入会希望等)は、子ども未来課窓口のみでの受付となります。

- ・申請書等に虚偽の内容があった場合は、入会の決定を取り消すことがあります。
- ・求職中の場合、お申込みはできません。
- ・開設時間に送迎できない方は、入会できません。

5 申込書類について (市ホームページからダウンロード可能。)

(1) せいかつ(放課後児童クラブ)・長期休暇コース ア 全家庭提出

書類名	必要部数	チェック欄	備考
①ながくてひろば入会 申込書(第1号様式) (電子申請の場合は申 請することで提出とみ なします。)	児童1名につき1部 ※電子申請の場合は、1回の申請できようだ い全員分の申請をしてください。		・きょうだいは必ず 同時申込してくださ い。
②加入要件確認書類 (電子申請の場合はデ ータか写真での提出を お願いします。)	令和6年4月1日現在満20歳以上65歳未満 の同居(同一地番内に居住)の保護者それぞ れ全員分。 ※単身赴任等で市内に住民票がない方は不要。 ※長期休暇コース申込の場合は、該当家庭のみ提出		詳細は、下記イ「② 加入要件確認書類」に ついてを御覧ください。

※長久手市に転入予定の場合は、賃貸借契約書の写し又は建築契約書等の写しが必要です。

※上記以外にも審査をする上で書類が必要になる場合があります。

イ 「②加入要件確認書類」について

満20歳以上65歳未満の同居の保護者の加入要件にあわせて、それぞれ全員分が必要
です。

加入要件	書類名	備考
保護者の就労	・長久手市児童クラブ用 就労証明(申告)書 (<u>自営代表者の場合</u>) いずれかの写し 1つを就労証明書に添付してください。 ・最新の確定申告書(第一表・第二表) ・最新の青色申告承認申請書 ・開業届(令和5年度開業の方に限る)	・1日4時間以上(平日にあっては午後2時までに仕事が 終わらない)勤務に従事していることが必要です。 ・令和5年11月1日以降勤務先で証明を受けてください。 ・勤務先が複数ある場合は複数枚提出することができます。 ・就労状況(予定)確認のため、勤務先等へ確認するこ とがあります。 御本人が代表者様で左記の書類が提出できない場合は、 子ども未来課児童係までお問い合わせください。
保護者の疾病等	いずれかの写し1つ ・診断書 ・手帳等	・診断書は、入会の必要期間が分かるものが必要です。 ・手帳等とは身障手帳、精神障害者保健福祉手帳等です。
保護者の就学	・在学証明書及びカリキュ ラム等の写し	・学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に通学または 通信教育課程でスクーリングがある場合が対象です。
保護者が <u>居宅外</u> で介護をしてい る	いずれかの写し1つ ・介護認定等分かるもの ・診断書 ・手帳等	・診断書は、介護対象者のもので入会の必要期間が分かる ものが必要です。 ・手帳等とは介護対象者の身障手帳、精神障害者保健福祉 手帳等です。
その他	上記以外に明らかに児童の監護養育ができない事由の場合は、子ども未来課まで御相談くだ さい。	

電子申請の場合は、データ(PDF形式など)、写真(JPEG形式など)の形式で提出ください。
原本は、いつでも提出できるように保管してください。

(2) まなび（放課後子ども教室）

ア 市役所提出（全家庭提出）

書類名	必要部数	チェック欄	備考
ながくてひろば入会申込書 (第1号様式) (電子申請の場合は申請することで提出とみなします)	児童1名につき1部 ※電子申請の場合は、 <u>1回の申請できようだい全員分の申請をしてください。</u>		きょうだいは必ず同時申請してください。

イ 金融機関提出（全家庭提出）

書類名	必要部数	チェック欄	備考
保育料等口座振替申請書 (自動払込利用申請書) ※3枚複写用紙	各家庭つき1部		申請書に記載の金融機関に申込みください。

電子申請時に希望される方に対して郵送します（市ホームページからのダウンロード不可）。届き次第、金融機関へ御提出ください。

すでに、放課後児童クラブ等の事業で口座登録をしている口座を利用する場合は、申込時に記載してください。



せいかつ・長期休暇コースを申込みのみなさまへ

すべての書類をそろえて原則一回で提出するよう、御協力ください。

- ・様式はすべて市ホームページからもダウンロードできます。
- ・受付期間内に「②加入要件確認書類」等が間に合わない場合も、「①ながくてひろば入会申込書(第1号様式)」は必ず受付期間内に提出してください。
- ・当初申込みの不備書類がある方のみ不備案内を令和5年12月15日(金)までに各御家庭へ郵送又はショートメッセージを送信します。不備書類は令和5年12月27日(水)午後5時までに郵送（締切日当日の消印有効）又は市役所子ども未来課窓口前専用ポスト（在籍児童クラブ提出不可。）に提出してください。以降の提出は、「①ながくてひろば入会申込書(第1号様式)」が受付期間内に提出されている場合も追加受付となります。

7 学童保育所の御案内

ながくてひろばの他に、市が委託している学童保育所（公設民営）があります。詳細は各学童保育所に直接お問い合わせください。

(1) 名称、所在地、電話番号など

名 称	所 在 地	電話番号	小学校区	入所説明会（予定）
長久手学童保育所	久保山 2308 番地	62-9466	西	令和5年12月3日（日） 午前11時から正午まで
長久手長南学童保育所	宮脇 903 番地	61-2003	長久手、 南、東	令和5年12月10日（日） 午前11時から正午まで
長久手北学童保育所	岩作落合 203 番地	63-5310	北	令和5年12月3日（日） ・午前11時から正午まで ・正午から午後1時まで
市が洞学童保育所	卯塚一丁目 101 番地	56-1143	市が洞	令和5年12月3日（日） 午前11時から正午まで

(2) 対 象

小学校1年生から6年生まで

(3) 開所日時

開 設 日	開設時間	延長保育
月曜日から金曜日まで	下校時から午後6時30分まで※	午後7時まで※
土曜日	午前8時から午後6時30分まで※	
春休み・夏休み・冬休み・学校休業日	午前7時45分から午後6時30分まで※	

※開所時間、延長保育の時間・料金は、学童保育所により異なります。

(4) 休 日

日曜日、祝日、年末年始、お盆休み

8 共通の案内事項

(1) 利用料の納付

利用料の支払い方法は、原則、口座振替です。

振替日は毎月5日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）です。口座振替がエラーになりますと、後日納付書を御自宅宛てに発送いたします。納付期限までに必ずお支払いをお願いいたします。期限までにお支払いがない場合には、利用を停止すること、次年度からの申込みをお断りすることがありますので御了承ください。

また、納入した利用料は原則返金しませんので御注意ください。

なお、以下に当てはまる場合には、利用料が減免されます。

- ・「生活保護を受けている世帯」は全額免除
- ・「前年度の市町村民税が非課税世帯（扶養義務者含む）」は半額免除
- ・「児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く）」は半額免除
- ・「就学援助対象世帯」は半額免除
- ・「同じ利用区分の同じコースに二人以上の児童が所属する家庭」は半額免除（以下「きょうだい割」という。）
- ・「その他市長が必要と認める者」

※「児童扶養手当の受給者」及び「きょうだい割」以外の要件の場合は、免除申請書の提出が必要となり、申請した月の翌月から利用料免除となります。対象となる可能性がある方は、入会決定後、早めに免除申請書を御提出ください。

(2) 登録内容の変更

申込書へ記載した内容（連絡先、住所等）に変更が生じた場合には、子ども未来課へ「登録変更届」の提出が必要です。なお、緊急連絡先に変更があった場合は、児童の安全確保のため、速やかにクラスのスタッフへもお申し出ください。

(3) 利用の辞退

年度途中で「ながくてひろば」の利用を辞退される場合には、辞退される月の前々月末日までに「利用辞退届」を子ども未来課へ提出してください。

辞退の手続がされない限り、年度内は利用登録が継続されるため、利用の有無に関わらず、利用料を徴収いたします。

徴収した利用料は、原則返金しませんので御注意ください。

(4) 利用時間の厳守

お迎え時間は必ず守ってください。お迎え時間は、保護者が各クラスにお迎えに来た時間ではなく、児童と一緒に門を出る時間を指します。時間帯によっては、駐車場が混み合う場合もありますので、お迎え時間に遅れることのないように余裕を持ってお越しください。

また、学校及び施設の管理運営上支障があるため、お迎え後は速やかに御帰宅ください。利用時間をお守りいただけない方については、利用停止の処分となることもありますので、くれぐれも御注意ください。万が一お迎えが遅れる場合は、必ず各クラスに御連絡ください。

※駐車を場所をお守りください。また、駐車場所には限りがありますので、時間に余裕を持ってお越しいただき、お迎え後は速やかに御帰宅いただくよう御協力をお願いします。

(5) 事故・体調不良の場合

安全については十分に配慮いたしますが、万が一の事故や急病の場合には、スタッフが対応します。けがや病気の程度に応じて医療機関に連れて行くなど、適切な対応を行うとともに保護者へ連絡いたしますので、速やかにお迎えに来てください。

また、児童が体調不良の状態に参加することは御遠慮願います。

(6) 二重登録の禁止

せいかつ（放課後児童クラブ）とまなび（放課後子ども教室）で二重登録することはできません。既に「せいかつ」または「まなび」に申し込まれている場合は変更にあたりますので、「登録変更届」を期日までに子ども未来課に提出し、変更の手続をお取りください。

(7) 暴風警報等緊急時などの対応

長久手市において、特別警報・暴風警報及び東海地震注意報・東海地震予知情報（警戒宣言）の警報が発表又は発令された場合は、以下の対応となります。

ア 学校で授業や行事がある日の場合（小学校のルールと同じ）

午後2時を過ぎても警報が解除されない時 → お休み

イ 夏休みなど長期休暇期間の場合

(ア) 午前6時までに警報が解除されない時

通常どおり開室します。

(イ) 午前6時から午前11時までに警報が解除された時

午後1時から開室します。

(ウ) 午前11時から午後2時までに解除された場合

解除2時間後から開設します。

(エ) 午後2時過ぎても警報が解除されない時

閉室します。

ウ 実施中に警報が発令された場合

その時点で閉室します。保護者は速やかにお迎えに来てください。

※異常気象等によりお子さんの安全確保に困難が予想される場合には、その都度対応を検討します。

(8) プライバシーの保護

市が許可した機関（新聞社等）が各教室の様子を撮影した映像等が、各種報道機関、市広報等へ掲載されることがあります。撮影を希望されない方は、スタッフまでお知らせください。

(9) 年度ごとの申込み

せいかつ（放課後児童クラブ）、まなび（放課後子ども教室）及び長期休暇コースすべて、年度ごとに申込みが必要です。

次学年でも引き続き御利用になれる場合は、再度お申込みください。

9 利用に関するQ & A

問1) インフルエンザなどの感染症で学級閉鎖や学年閉鎖になった場合、お休みになりますか。

答1) 実施しますが、学級閉鎖、学年閉鎖になった学級・学年の児童は参加できません。ただし、感染症の発生等により、学校が臨時休校となった場合は臨時閉所となります。

問2) 運動会などの代休の場合、実施されますか。

答2) 「せいかつ」は、平日の代休の日は実施します。ただし、給食がありませんので、お弁当や水筒を持参してください。

問3) 「せいかつ」及び「まなび」の利用日数(コース)を変更するにはどうすればよいですか。

答3) 変更を希望される月の前々月末までに申請をしてください。

問4) 「まなび」から「せいかつ」に、変更することはできますか。

答4) 「まなび」から「せいかつ」に変更する場合は、新たに申し込むこととなります。特に「せいかつ」は、希望するクラスの受入れ状況や就労の状況などの要因から待機となる可能性があります。その場合は、利用できるまで、「まなび」に所属することになります。

問5) 終業式などの学校行事や授業はあるが、給食のない日に参加する場合、昼食はどうなりますか。

答5) 「せいかつ」については、給食のない日には、お弁当や水筒を持参していただきます。食中毒を避けるため、保冷剤を用いるなど衛生面に御配慮ください。また、長時間の参加となる場合は、飲み物を多めに御用意いただき、児童の体調管理に御注意ください。なお、「まなび」に関しては、一度帰宅して昼食をとった後に参加することは可能です。

問6) 長期休暇時に昼食の斡旋はあるのですか。

答6) 長期休暇時に昼食の斡旋を予定しています。開始時期、1食あたりの金額、注文及び支払い方法については、別途通知します。

問7) 熱中症対策グッズ(冷感タオル等)は利用できますか。

答7) 熱中症対策については、学校に準ずるものとします。

問8)「きょうだい割り」はどのようなものですか。

答8) 同じ利用区分の同じコースに二人以上の児童が所属する家庭に対して二人目以降を半額とするものです。

減免の対象となる事例	減免対象とならない事例
<ul style="list-style-type: none">・「せいかつB」に児童が二人以上所属する場合・「まなびA」に児童が二人以上所属する場合・「夏休みB」に児童が二人以上所属する場合	<ol style="list-style-type: none">1 利用区分が違う場合 例「せいかつ」と「まなび」、「まなび」と「長期休暇コース」、「せいかつ」と「長期休暇コース」のように利用区分が違う場合2 コースが違う場合 例「せいかつA」と「せいかつB」、「まなびA」と「まなびC」、「夏休みA」と「夏休みB」、「夏休みA」と「冬休み」のように同じ利用区分でもコースが違っている場合

<実施場所一覧>

小学校名	実施場所	連絡先
長久手小学校 (長小)	長久手せいかつクラス（放課後児童クラブ） 青少年児童センター内	0561-62-1712
	長期休暇コース 青少年児童センター内	—
西小学校 (西小)	西せいかつクラス（放課後児童クラブ） 長久手西児童館内	0561-61-1500
	西まなびクラス（放課後子ども教室） 西小学校1階 専用教室	0561-64-5951
	長期休暇コース 西小学校内	—
東小学校 (東小)	東せいかつクラス（放課後児童クラブ） 東小学校1階 多目的室	0561-41-8213
	東せいかつクラス分室（放課後児童クラブ） 上郷児童館内	0561-62-0801
	東まなびクラス（放課後子ども教室） 東小学校1階 多目的室	0561-41-8212
	長期休暇コース 東小学校内	—
南小学校 (南小)	南せいかつクラス（放課後児童クラブ） 南小学校 多目的棟	0561-41-8610
	南せいかつクラス分室（放課後児童クラブ） 長久手南児童館内	0561-63-5666
	南まなびクラス（放課後子ども教室） 南小学校 多目的棟	0561-63-2331
	長期休暇コース 南小学校内	—
北小学校 (北小)	北せいかつクラス（放課後児童クラブ） 北小学校 多目的棟	0561-41-8590
	北せいかつクラス分室（放課後児童クラブ） 長久手北児童館内	090-9795-5745
	北まなびクラス（放課後子ども教室） 北小学校 多目的棟	0561-41-8541
	長期休暇コース 北小学校内	—
市が洞小学校 (市小)	市が洞せいかつクラス（放課後児童クラブ） 市が洞小学校1階 多目的室	0561-64-2016
	市が洞第2せいかつクラス（放課後児童クラブ） 市が洞児童館内	0561-64-5621
	長期休暇コース 市が洞小学校内	—

*電話によるスタッフの対応は、下校時間の約30分前からです。それより前に連絡が必要な場合（欠席連絡など）には、各施設の留守番電話か長久手市子ども未来課（下記番号）まで御連絡ください。なお、夏休み等の長期休業期間中は、開所時間内に各実施場所へ直接御連絡ください。
※小学校への連絡は御遠慮ください。

<担当課>

長久手市 子ども部 子ども未来課 児童係

住 所：長久手市岩作城の内60番地1

電 話：0561-56-0616

FAX：0561-63-2100

電子メール：kosodate@nagakute.aichi.jp